

## 消防職員増員計画(案)

### 1. 消防職員増員計画について

この計画は救急需要の増加を踏まえ、特に救急需要が増加する日中に日勤救急隊を配置し救急体制の強化を図る。このため消防職員定数条例の改正により定数を3人増員し58人として対応する。採用方法は、令和8年度に増員分1人、令和9年度に増員分2人を採用する。

日勤救急隊は、消防署の日勤警防係に配置し、救急出動以外は警防業務を行う。

### 2. 消防職員増員計画表

年 度	退 職 分 (年度末)	増員分	採用数	実 員	定 数	備 考
令和7年度	1			55	55	12月議会条例改正(案)→58人
令和8年度		1 → 2(A)		54	58	(A)初任教育(4月～9月)、救急課程(11月～12月)
令和9年度		2 → 2(B)		56	58	第3救急出動可能(A)1人増員分 (B)初任教育(4月～9月)、救急課程(11月～12月)
令和10年度				58	58	日勤救急隊配置(B)2人増員分
令和11年度				58	58	

※初任教育入校年度は定数外として実員に含まれていない。(葉山町職員定数条例第2条第2項)

### 3. 「第3救急出動」と「日勤救急隊」について

(1) 「第3救急出動」とは、通常の当直隊に配置されている第1、第2救急隊とは別に、平日の開庁時において、救急車2台が出動中、さらに救急要請があった場合、臨時に日勤者(警防係、消防総務課、予防課)の中から隊員を編成し出動できる状態のこと。

※出動隊員を編成することができず、他市へ救急応援要請する場合がある。

(2) 「日勤救急隊」とは、通常の当直隊に配置されている第1、第2救急隊とは別に、日勤の警防係に第3救急隊を配置し、日中、常に出動が可能になる。